

# 事業所税の申告（納付）の

## 対象とならない方へ

### 〈事業所税課税対象外調査票提出のお願い〉

平素は、本市税務行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
ございます。

さて、平成 22 年 6 月 1 日に課税開始いたしました事業所税につ  
きまして、各事業所様の事業年度終了後、随時、申告（納付）をお  
願いしておりますところですが、**貴事業所が事業所税の申告  
（納付）の対象とならない場合**は、大変申し訳ございませんが  
同封の事業所税対象外調査票にその事由等該当事項を記載してい  
ただきまして、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

なお、他の事業者の方へ貸し付けておられる場合は、事業所用家屋の貸付等申告書の提出が必  
要となります。

ご協力よろしく申し上げます。

問い合わせ・提出先

前橋市役所 財務部 市民税課 法人市民税係

電話 027-898-5961（直通）

027-224-1111（代表）内線 2961

FAX 027-224-1321

E-Mail [siminzei@city.maebashi.gunma.jp](mailto:siminzei@city.maebashi.gunma.jp)

